

議案第8号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例（令和7年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、保育所等条例第1条第1項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分に限る。）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

堀ノ内東保育園を廃止する規定の施行期日を改める必要がある。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例新旧対照表

新 規 則	例	旧 規 則	例
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（以下「保育所等条例」という。）第1条第1項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分を除く。）、同条の次に1条を加える改正規定及び保育所等条例第6条第1項の改正規定は<u>公布の日から、保育所等条例第1条第1項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分に限る。）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日</u>から施行する。</p> <p>2 及び3 略</p>		<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（以下「保育所等条例」という。）第1条第1項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分を除く。）、同条の次に1条を加える改正規定及び保育所等条例第6条第1項の改正規定は、<u>公布の日</u>から施行する。</p> <p>2 及び3 略</p>	